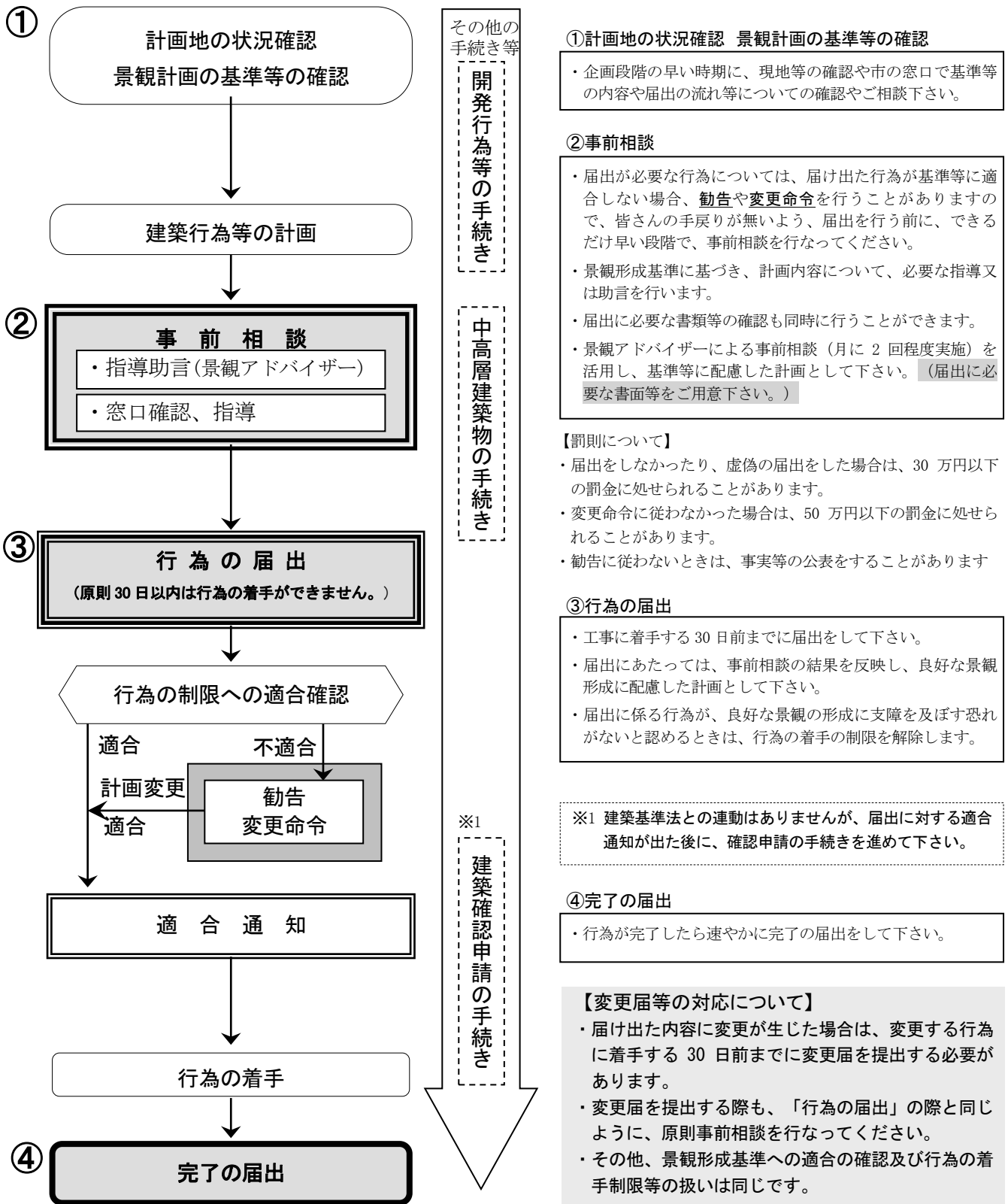


■届出等の手続きの流れ

岐阜市景観計画の施行に伴い、建築行為等を行う際には、岐阜市景観条例の規定による「事前相談」、景観法の規定による「届出」が必要となります。



①計画地の状況確認 景観計画の基準等の確認

- ・企画段階の早い時期に、現地等の確認や市の窓口で基準等の内容や届出の流れ等についての確認やご相談下さい。

②事前相談

- ・届出が必要な行為については、届け出た行為が基準等に適合しない場合、**勧告**や**変更命令**を行うことがありますので、皆さんの手戻りが無いよう、届出を行う前に、できるだけ早い段階で、事前相談を行なってください。
- ・景観形成基準に基づき、計画内容について、必要な指導又は助言を行います。
- ・届出に必要な書類等の確認も同時に行うことができます。
- ・景観アドバイザーによる事前相談（月に 2 回程度実施）を活用し、基準等に配慮した計画として下さい。（届出に必要な書面等をご用意下さい。）

【罰則について】

- ・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・変更命令に従わなかった場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・勧告に従わないときは、事実等の公表をすることがあります

③行為の届出

- ・工事に着手する 30 日前までに届出をして下さい。
- ・届出にあたっては、事前相談の結果を反映し、良好な景観形成に配慮した計画として下さい。
- ・届出に係る行為が、良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと認めるときは、行為の着手の制限を解除します。

※1 建築基準法との連動はありませんが、届出に対する適合通知が出た後に、確認申請の手続きを進めて下さい。

④完了の届出

- ・行為が完了したら速やかに完了の届出をして下さい。

【変更届等の対応について】

- ・届け出た内容に変更が生じた場合は、変更する行為に着手する 30 日前までに変更届を提出する必要があります。
- ・変更届を提出する際も、「行為の届出」の際と同じように、原則事前相談を行なってください。
- ・その他、景観形成基準への適合の確認及び行為の着手制限等の扱いは同じです。

【問い合わせ先】

岐阜市 まちづくり推進部 まちづくり推進政策課 景観まちづくり係

TEL : 058-214-3767 (直通) FAX : 058-262-5683 E-mail : machi-sei@city.gifu.gifu.jp